

使い捨てライター 大量廃棄の懸念も

安全製品生活消費
で改正一部令施行法

子供のライター使用による火遊びが原因と思われる火災が多発したことを背景に、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令が5日に閣議決定、10日に交付された。改正の内容は使い捨てライター等を同法に基づき特定製品および特別特定製品に追加するもので、来月27日に施行され、経過期間が終了する来年9月27日以降は技術基準を満たしたライター

以外は販売できなくなる。このため、在庫処分などでカスの残ったライターが大量廃棄される可能性もあり、ごみ清掃車の事故が増加することも懸念されている。こうした状況から同法を所管する経済産業省、廃棄物処理法を所管する環境省など関係省庁は、使い捨てライターの適切な廃棄方法に関する周知活動の強化に乗り出した。すでに今年6月に閣

係省庁でリーフレットを作成していたが、今回新たに適切な廃棄方法を示したリーフレットを作成、市町村などに配布し周知を図っている。経過期間以降は安全対策を施したライター以外は販売できなくなるため、それまでに販売店等で売れ残ったライターは廃棄処分せざるを得なくなる。また、子供がいる家庭などでは経過措置期間を待たずに保有するラ

イターを処分し、安全対策済みライターを購入するケースも考えられる。環境省と消費者庁が市町村を対象に実施したアンケート調査では、39%が「収集や処理時にライターが原因と疑われる事故になった事例を把握している」と回答した。ライターの適正廃棄方法はまだ一般に浸透しているとは言い難い状況で、国や自治体等による周知徹底が急務となっている。